

## 障害者自立支援法の名称変更に伴う規定の整備について

## 1 改正理由

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」等の公布に伴い、「障害者自立支援法」及び「障害者自立支援法施行令」の名称改正等が行われたことにより、規定を改める必要が生じたため、以下2のとおり条例第12条を改めた。

## 2 改正内容

## 新宿区国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）新旧対照表

改正後	現行
<p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による負担において医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）</u>に関する給付を受ける場合であつて、<u>同令第35条第1項第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 精神医療給付金の支給額は、第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第35条第1項第3号又は第4号に規定する額を限度とする。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が<u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第58条の規定による負担において医療（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。）第1条第3号に規定する精神通院医療に限る。）</u>に関する給付を受ける場合であつて、<u>支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 精神医療給付金の支給額は、第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、<u>支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に規定する額を限度とする。</u></p> <p>以下 略</p>

## 3 施行期日

平成25年4月1日